# サイバー攻撃不担保特別約款(2021年4月1日以降保険始期契約用)

### 第1条(定義)

この特約においては次の定義規定を適用します。

| 用語         | 定   |
|------------|---|
| サイバーインシデント | 次のものをいいます。 (1) 「サイバー攻撃」により生じた事象 (2) 「サイバー攻撃」以外の事由により生じた以下の事象 ① ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 ② 「コンピュータシステム」へのアクセスの制限 ③ 上記①②以外の事象で「コンピュータシステム」に生じた、本来意図していない「コンピュータシステム」の機能の停止、誤作動または不具合   |
| サイバー攻撃     | 「コンピュータシステム」へのアクセスまたは「コンピュータシステム」の処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。 (1) 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス (2) 「コンピュータシステム」の機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 (3) マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 (4) 「コンピュータシステム」で管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為 (5) その他(1)から(4)に類似する行為 |
| コンピュータシステム | 情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。   |

### 第2条(特約適用の対象範囲)

この特約は、保険契約者および被保険者が事業者(個人事業主を含みます。)の場合にかぎり適用します。

## 第3条(保険金を支払わない損害)

普通保険約款(運送保険普通保険約款または貨物海上保険普通保険約款をいいます。以下同様とします。)第1条(保険金を支払う損害ー貨物に生じた損害)、同第2条(保険金を支払う損害ー費用の損害)の規定、および普通保険約款に付帯する各特約のいかなる規定にかかわらず、当会社は、直接であると間接であるとを問わず、「サイバーインシデント」により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

## 第4条(保険金を支払わない損害の適用除外)

「サイバー攻撃」により生じた事象以外の「サイバーインシデント」によって生じた損害に対しては、 第3条(保険金を支払わない損害)の規定を適用しません。

## 第5条(他の約款との関係)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される各特約の規定を適用します。